

様式第40号の3（第106条の4関係）

随 意 契 約 内 容 一 覧 表

| | |
|-----------|--------------------------------------|
| 物品又は役務の名称 | 6 五道維第 4 7 号 一般県道椴島線道路維持管理委託（除草工） |
| 履 行 場 所 | 五島市 本窯町～伊福貴町 |

| | |
|---|--|
| 契 約 相 手 方 の 住 所 及 び 氏 名 | |
| 五島市三尾野町 1 丁目 7 - 1 公益社団法人 五島市シルバー人材センター 理事長 谷川 與喜男 | |

| | |
|-----------|--|
| 契 約 年 月 日 | 令和 6 年 7 月 2 4 日 |
| 契 約 額 | 1 , 4 7 9 , 9 4 8 円 |
| 契 約 期 間 | 自 令和 6 年 7 月 2 4 日 至 令和 6 年 1 0 月 1 8 日 |

| | |
|------------------------------------|--|
| 契 約 内 容 | |
| 除草工 A = 1 1 , 8 0 0 m ² | |

| | |
|--|--|
| 契 約 相 手 方 の 選 定 理 由 | |
| <p>県では、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」及び同法律第41条2項に規定する、「シルバー人材センターの積極的な活用について（お願い）」により高齢者の雇用の安定を推進している。</p> <p>当該箇所は、交通量が少なく、高齢者が作業しても安全であり、二次離島内で人材を確保出来ることから、五島市シルバー人材センターへ業務委託するものである。当センターを活用することで、維持管理コストを抑えられるとともに、住民自ら作業を行うことで道路愛護の精神が醸成される。</p> <p>以上により令第167条の2第1項第3号の福祉関係施設等との随意契約とし、二次離島には五島市シルバー人材センター以外の福祉関係施設等がないため五島市シルバー人材センターを契約の相手として特定する。</p> | |